

【富士山等噴火降灰対策編】

富士山等噴火降灰対策編
第1章 富士山の現況等

富士山等噴火降灰対策編
第2章 災害予防計画

富士山等噴火降灰対策編
第3章 災害応急・復旧対
策計画

第1章 富士山の現況等

計画方針

平成12年10月～12月、平成13年4月～5月に低周波地震が急増した富士山について、国の噴火予知連絡会は、地殻変動がみられないことから、ただちに噴火活動に結びつくものではないとの見解を示していた。しかし、東日本大震災を契機に富士山噴火に対する警戒が必要との報道も多数見られるようになった。

仮に富士山が噴火した場合には、他の火山とは比較にならない広範かつ多大な被害や影響が生じるおそれがある。「東京都地域防災計画火山編」によれば、世田谷区においても降灰の被害が予想されているため、富士山降灰対策について対策を講じる必要がある。

また、富士山が近い自治体では、大規模な被害が発生することが予想される。過去の災害における広域連携による自治体の支援についても考慮する必要がある。

第1節 富士山の現況等

1 富士山の概要

富士山は、フィリピン海プレート、北米プレート、ユーラシアプレートが接する地域に、静岡県と山梨県の二県にまたがって位置しており、富士山火山帯に属する玄武岩質の成層火山である。

日本に110存在する活火山の一つであり、活動度はランクB（100年活動度又は1万年活動度が高い火山）とされている。

標高は3,776mで日本最高峰であり、山体の体積は約400k m³で日本の陸域で最大の火山である。

山腹斜面の勾配は、標高1,000m以下では10度未満と緩いが、標高が高くなるに従い傾斜は急になり、山頂近くでは40度近くとなっている。

都内からは、丹沢山地の後背に山頂部を望むことができ、都内各所に富士見坂などの地名が残っている。富士山山頂火口から都内までの距離は、最も近い檜原村の山梨県境まで約47km、新宿区の都庁まで約95km、最も遠い葛飾区の千葉県境まで約115kmとなっている。

2 富士山の活動史

富士山は今から70～20万年前に活動を開始し噴火を繰り返すことで、約1万年前に現在のよう美しい円錐形の火山となったと考えられている。

それ以降も活発な火山活動を繰り返しており過去の噴火で流れ出た溶岩が多く見つかっており、古文書等の歴史資料にも富士山の噴火の記述がある。

(1) 富士山の成り立ち

富士山は、約10万年前から1万年前まで活動した「古富士火山」とそれ以降、現在まで活動を続ける「新富士火山」に区分されている。

古富士火山は、それ以前からあった小御岳火山の南斜面で噴火を開始し、爆発的噴火を繰

り返すとともに、活動末期には複数回の山体崩壊（表層の崩壊ではなく深部に至る崩壊）が発生した。

新富士火山は、山頂火口及び側火口（山頂以外の山腹等の火口）からの溶岩流や火砕物（火山灰、大山礫等砕けた形で噴出されるもの）の噴出によって特徴づけられ噴火口の位置や噴出物の種類等から5つの活動期に分類できる。

< 新富士火山の主な噴火活動期 >

活動期	年代	主な噴火口の位置	噴火の特徴
	約 11,000 年前 ～ 約 8,000 年前	山頂と山腹等	多量の溶岩流の流出 噴出量は、新富士火山全体の 8 ～ 9 割に及ぶ
	約 8,000 年前 ～ 約 4,500 年前	山頂	溶岩流の噴出はほとんどなく、間欠的に比較的小規模な火砕物噴火
	約 4,500 年前 ～ 約 3,200 年前	山頂と山腹等	小・中規模の大きい火砕物噴火や溶岩流噴火
	約 3,200 年前 ～ 約 2,200 年前	山頂	比較的規模の大きい火砕物噴火が頻発
	約 2,200 年前 以降	山腹等	火砕物噴火と溶岩流噴火

宮地（1988）に基づく

（2）歴史資料上の噴火

歴史資料で確認できる噴火は下表のとおりである。1707年の宝永噴火を最後に、これまでの約300年間富士山は静かな状態が続いている。

年代	火山活動の状況	特に名前がついた噴火
781年（天応元年）	山麓に降灰、木の葉が枯れた	
800～802年（延暦19～20年）	大量の降灰、噴石	延暦（エンリヤク）噴火
864～866年（貞観6～7年）	溶岩流出（青木ヶ原溶岩。）溶岩により人家埋没。湖の魚被害	貞観（ジョウガン）噴火
937年（承平7年）	噴火	
999年（長保元年）	噴火	
1033年（長元5年）	溶岩流が山麓に達した	
1083年（永保3年）	爆発的な噴火	
1511年（永正8年）	噴火	
1560年（永録3年）	噴火	
1707年（宝永4年）	噴火前日から地震群発、12月16日から2週間にわたって爆発的な噴火。江戸にも降灰	宝永（ハウエイ）噴火

(3) 最近の活動

平成12年(2000年)10月から12月及び翌年4月から5月にかけて、富士山直下深さ15km付近を震源とする低周波地震の多発が確認された。これより浅い地震活動や地殻変動等の異常は観測されず、直ちに噴火の発生が懸念されるような活動ではなかった。

3 富士山における噴火の特徴

これまでに分かっている「新富士火山」の噴火の主な特徴は、次のとおり。

- ・ 噴火のタイプは、火砕物噴火、溶岩流噴火及びこれらの混合型の噴火で、少数ではあるが火砕流の発生も確認されている。
- ・ 山頂火口では、繰り返し同一の火口から噴火しているが、側火口では同一火口からの再度の噴火は知られていない。
- ・ 噴火の規模は、小規模なものが圧倒的に多く、約2200年前以降で最大の火砕噴火は、宝永噴火であり最大の溶岩流噴火は貞観噴火である。
- ・ 古文書等の歴史的資料には、確かな噴火記録だけでも781年以降10回の噴火が確認されている。

4 富士山以外の火山

富士山以外の火山において、区に影響するような噴火等が発生した場合は、発生の規模に応じて、適正な対応をする。

* 日本における過去噴火一覧〔資料編資料第117・P255〕

* 火山防災のために監視・観測体制の充実等の必要がある火山〔資料編資料第118・P256〕

第2節 国による検討

平成12年10月から12月及び平成13年4月～5月には富士山直下の深さ15km付近を震源とする低周波地震の多発が観測され、改めて富士山が活火山であることが認識された。仮に噴火した場合には、他の火山とは比較にならない広範かつ多大な被害や影響が生じるおそれがあるため、平成13年7月に国、関係する県及び市町村により「富士山火山防災協議会」が設立（後に都も参加）され、火山防災対策の確立のため、平成16年6月に「富士山ハザードマップ」が作成された。

ハザードマップ作成においては、過去3,200年間の噴火活動の実績を踏まえ、火口範囲の想定、溶岩流、火砕流、融雪型火山泥流、降灰、噴石、土石流といった各現象について数値シミュレーション等により到達範囲等が求められた。

富士山の噴火に伴う被害として想定されたものには、次のようなものがある。

火山活動に起因する現象	溶岩流、噴石、降灰、火砕流、火砕サージ、水蒸気爆発、岩屑なだれ、融雪型火山泥流、噴火に伴う土石流、噴火に伴う洪水、火山性地震（地殻変動）、津波、空振、火山ガス
火山活動に起因しない現象	斜面表層崩壊、豪雨等に伴う土石流、豪雨等に伴う洪水、雪泥流、岩屑なだれ、落石

また、平成16年6月には、同協議会において、同ハザードマップを基に、国、県、市町村が役割分担を明確にした上で互いに協働して行う広域的な防災対策、並びに富士山が日本でも有数な観光資源であることに配慮した防災対策について具体的な検討を行うこととなり、平成17年9月に「富士山火山広域防災対策」としてとりまとめられ、中央防災会議に報告された。

第3節 噴火による被害想定

1 被害想定

都地域防災計画（火山編）では、国が設置した富士山ハザードマップ検討委員会が平成16年6月に公表した「富士山ハザードマップ検討委員会報告書」に示された被害想定を計画の基礎としている。

都では、富士山火口から距離があるため、溶岩流や火砕流等の被害を受けることはなく、広範囲な降灰に起因する被害が想定されている。なお、実際の降灰範囲は、噴火のタイプ、火口の出現位置、噴火規模、噴火の季節等、様々な条件によって変化する。

< 噴火の規模と被害の概要 >

噴火の規模等	規 模	宝永噴火と同程度
	継続期間	16日間
	時期	(1) 梅雨期 (2) その他の時期
噴火の原因	降灰	
被害の範囲	都内全域	
被害の程度	世田谷区 2～10cm程度 (八王子市及び町田市の一部10cm程度、その他の地域2～10cm程度)	
被害の概要	降灰によるもの	健康被害、建物被害、交通・ライフライン、農林水産業、商工業、観光業への影響
	降灰後の降雨等に伴うもの	洪水、泥流、土石流に伴う人的・物的被害

2 降灰予想図（降灰の影響が及ぶ可能性の高い範囲）



* 出典：富士山火山広域防災対策基本方針（平成18年2月、中央防災会議）

3 火山灰による被害

出典：防災科学技術研究所「火山灰の健康被害 地域住民のためのしおり」より

（1）火山灰の特徴

火山灰とは火山岩が粉々になった細かい粒子（直径2mm以下のもの）のことである。

火山灰が生じるのは、火山が爆発するときや高温の岩なだれが火山の山腹を流れおちるとき、赤熱した液状の溶岩がしぶきになって飛び散るときなどである。

火山灰の外見は、火山のタイプや噴火の仕方によって異なり、明るい灰色から黒色のものまで様々である。

大きさも様々であり、小石のようなものから化粧用パウダーと同じくらい細かいものまでである。

空中を浮遊する火山灰は太陽光をさえぎり、視界を悪くする。そのため、昼間なのに真っ暗になるということもある。

（2）健康被害

呼吸器系の影響

噴火によっては、火山灰粒子が非常に細かく、呼吸によって肺の奥深くにまで入ることもある。

大量の火山灰にさらされると、健康な人でも咳の増加や炎症等を伴う胸の不快感を感じ

る。一般的な急性（短期間）の症状は次のとおり。

鼻の炎症と鼻水。

のどの炎症と痛み。乾いた咳を伴うこともある。

呼吸器系の基礎疾患がある人は、火山灰を浴びた後、数日続く気管支のひどい炎症（空せき、たん、ぜーぜーとした呼吸、息切れ）を引き起こす可能性がある。

ぜんそくまたは気管支炎の患者における気道の刺激
息苦しくなる。

目の症状

火山灰のかけらによって、目に痛みを伴う角膜のひっかき傷や結膜炎が生じる。コンタクトレンズ着用者は、特にこの問題が大きい。一般的な症状は以下のとおり。

目の異物感

目の痛み、かゆみ、充血

ねばねばした目やに、涙

皮膚への刺激

火山灰が酸性の被膜に覆われている場合、皮膚に炎症を起こす場合がある。その他、皮膚に痛みや腫れ、ひっかき傷からの二次感染等が起きる場合がある。

（3）交通被害

空中を浮遊する火山灰によって視界が悪くなり、交通事故が起きやすくなる。

火山灰が薄く積もった路面は、湿っていても乾いていても非常に滑りやすく、ブレーキが利きにくくなる。

火山灰が厚く積もると道路が通行不能になる。

（4）ライフライン被害

降灰によって停電が起きる可能性がある。また、湿った火山灰には導電性があるので、電源供給装置等を使用する場合等に、感電する可能性がある。

（5）建物被害

火山灰の重みによって屋根が崩落することがある。特に、屋根を清掃する際に人の重みが加わり、崩落する危険性が高い。

（6）給水被害

水の汚濁や給水装置の遮断・破損が起きる可能性がある。

小規模でふたのない給水施設は特に火山灰に弱く、少量の火山灰でも給水に支障をきたす。

火山灰が給水施設に入った場合、有毒である危険性は低いが、酸性度が強くなったり、塩素による殺菌効果が弱くなる可能性がある。

清掃用の水需要が増加して、水不足になる可能性がある。

第2章 災害予防計画

第1節 予防計画の作成

富士山噴火に伴う降灰による被害は、都市においては、少量の火山灰であっても、社会的影響が大きい。降灰の影響をあらかじめ予測し、災害の発生をできるだけ軽減するために、火山災害の特性を踏まえて災害予防計画を作成する。

予防計画の実行にあたっては、各防災機関等との連携のみならず、地域に根ざしたボランティア等の区民団体や自主防災組織、あるいは、それらの相互の連携・支援を通して、個人と組織、団体と団体等の繋がりを育成・強化し、地域全体で火山災害に取り組むといった地域体制を組み立て、それらを維持していくことも重要であり、都とともにこれらの進め方について検討する。

第2節 火山観測

1 国の火山観測体制

気象庁	東京大学地震研究所	防災科学技術研究所	国の他機関
<ul style="list-style-type: none"> ・地震計 6 ・GNSS 3 ・空振計 2 ・傾斜計 2 ・監視カメラ 1 	<ul style="list-style-type: none"> ・地震計 8 ・傾斜計 1 ・歪計 1 ・体積温度計 1 ・全磁力 1 	<ul style="list-style-type: none"> ・地震計 6 ・傾斜計 6 ・雨量計 4 ・気圧計 4 ・GNSS 6 	国土地理院及び海上保安庁が、地殻変動観測、水準測量等の観測を実施している。

2 気象庁の実施する火山観測

区分	内容
震動観測	地震計により、火山及びその周辺に発生する火山性地震、火山性微動を観測する。
地殻変動観測	GNSS、傾斜計等により、マグマの活動等に伴って生じる火山地域における膨張、収縮、傾斜変化等の地殻変動を観測する。
表面現象の観測	監視カメラ等により、噴煙の状態や噴出物等の観測を行う。また、空振計により、火山噴火等に伴う空気振動を観測する。
その他の観測	磁力計により、マグマの活動等に伴う地磁気の変化を観測する。また、噴気地帯等の噴気温度、ガス等を定期的に観測する。

第3節 区民等の災害行動力の向上

震災編 第2部第2章第5節「第1 予防対策」に準じた方法により、下記の事項について普及啓発していく。

日頃から報道機関、都、区を通じて、気象庁が発表する火山の噴火警報、予報や降灰予報等を理解しておく。

降灰に備え、マスクやゴーグル等を用意しておく。震災時と同様に水、食料等を最低3日分程度備蓄しておく。

降灰を屋内に侵入させないための対策や家族の役割分担をあらかじめ決めておく。

降灰が心配される場合は、都又は国がインターネット、携帯電話等で配信する降灰注意報等の情報を確認する。

降灰が雨水等の流れをせき止めないように、地域ぐるみで側溝の詰まりなどを取り除くなどの対策を協力して行う。

事業所は、噴火から区への降灰までには一定の時間的猶予があることから、交通機関等に影響が及ぶ前に従業員等を早期帰宅させる。

第4節 訓練及び防災知識の普及

震災編 第2部第2章第5節「第1 予防対策」を準用する。

第3章 災害応急・復旧対策計画

第1節 応急活動態勢

震災編 第2部第5章第5節第2「1 初動態勢」を準用する。

第2節 情報の収集・伝達

降灰による被害時において、円滑な応急対策活動を実施するためには、各防災機関の緊密な連携のもと、降灰による被害に関する情報を的確かつ迅速に把握することが必要である。

ここでは、降灰情報の伝達及び降灰による被害発生時における各防災機関の情報連絡体制、被害状況の把握、火山災害時の広報等について定める。

1 噴火警報等

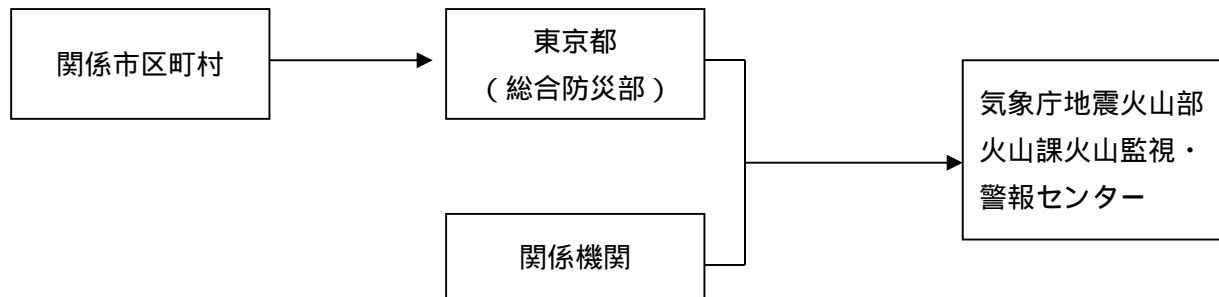
平成19年12月に気象業法が改正され、5段階の噴火警戒レベルが導入された。これにより、これまで防災上の注意事項であった火山観測情報、臨時火山情報、緊急火山情報に代わって法律上の警報にあたる噴火警報、火山周辺警報が発表されることとなった。発表される噴火警戒レベルは次のとおりである。

<火山の警報体系（噴火警戒レベル運用済み火山）>

種別	名称	対象範囲	レベル	火山活動の状況
特別警報	噴火警報（居住地域）又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	レベル5 （避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。
			レベル4 （避難準備）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まってきている）。
警報	噴火警報（火山周辺）又は火山周辺警報	火口から居住地域近くまで	レベル3 （入山規制）	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
			火口周辺	レベル2 （火口周辺規制）
予報	噴火予報	火口内等	レベル1 （活火山であることに留意）	火山活動は静穏。 火山活動の状況によって火口内で火山灰の噴火等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。

2 火山（降灰）情報

都内の降灰の状況は、下記の経路を通じて、気象庁地震火山部火山課火山監視・警報センターに集約される。



降灰調査項目は、以下のとおりである。

降灰の有無・堆積の状況	堆積物の採取
時刻・降灰の強さ	写真撮影
構成粒子の大きさ	降灰量・降灰の厚さ
構成粒子の種類・特徴等	可能な場合

< 降灰量階級表（気象庁） >

名称	表現例			影響ととるべき行動		その他の影響
	厚さ キーワード	イメージ		人	道路	
		路面	視界			
多量	1mm 以上 【外出を控える】	完全に覆われる	視界不良となる	外出を控える 慢性の喘息や慢性閉塞性肺疾患（肺気腫など）が悪化し健康な人でも目・鼻・のど・呼吸器などの異常を訴える人が始まる	運転を控える 降ってくる火山灰や積もった火山灰をまきあげて視界不良となり、通行規制や速度制限等の影響が生じる	がいしへの火山灰付着による停電発生や上水道の水質低下及び給水停止のおそれがある
やや多量	0.1mm 厚さ < 1mm 【注意】	白線が見えにくい	明らかに降っている	マスク等で防護 喘息患者や呼吸器疾患を持つ人は症状悪化のおそれがある	徐行運転する 短時間で強く降る場合は視界不良の恐れがある道路の白線が見えなくなるおそれがある（およそ 0.1～0.2mm で鹿児島市は除灰作業を開始）	稲などの農作物が収穫できなくなったり、鉄道のポイント故障等により運転見合わせのおそれがある
少量	0.1mm 未満	うっすら積もる	降っているのがよくわかる	窓を閉める 火山灰が衣服や身体に付着する目に入ったときは痛みを伴う	フロントガラスの除灰 火山灰がフロントガラスなどに付着し、視界不良の原因となるおそれがある	航空機の運航不可

都及び各県から収集した降灰の情報は、気象庁地震火山部火山課火山監視・警報センターで取りまとめ、「富士山の火山活動解説資料」として公表される。解説資料は、都、区市町村、関係防災機関に伝達される。

火山現象及びこれに密接に関連する現象についての観測成果ならびにこれに関する状況について、区は次により速やかに情報の伝達を行う。

機関名	対策内容
区	降灰に関する重要な情報について、気象庁、関係機関から通報を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに管内の公共的団体、重要な施設の管理者、住民の防災区民組織等に通報するとともに、警察機関等の協力を得て住民に周知する。

3 降灰予報

気象庁は、平成20年3月31日から降灰予報の発表業務を開始した。平成27(2015)年3月24日からは、量の予測を含めた降灰予報を開始し、噴火後に、どこに、どれだけの量の火山灰が降るかについて、詳細な情報を発表することとした。その種類等は次のとおりである。

< 降灰予報 >

種類	定時	内容	時期
			定時
速報	内容	噴火警報発表中の火山で、予想される噴火により住民等に影響を及ぼす降灰のおそれがある場合に発表	噴火発生から1時間以内に予想される降灰量分布及び小さな噴石の落下範囲を提供
		噴火が発生した火山に対して、直ちに発表	
詳細	内容	噴火の発生に関わらず、一定規模の噴火を仮定して定期的に発表	噴火発生から6時間先まで(1時間ごと)に予想される降灰量分布や、降灰開始時刻を、市区町村を明示して提供
		18時間先(3時間区切り)までに噴火した場合に予想される、降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供	
	時期	(平成30年8月現在の発表対象火山は、浅間山、草津白根山(白根山(湯釜付近))、阿蘇山、桜島、口永良部島、諏訪之瀬島。火山活動の状況により、対象が変わります)	噴火後20~30分程度

第3節 応援協力・派遣要請

降灰により被害を受けまたは受けるおそれがある場合、各防災機関及び住民は協力して災害の拡大を防止するとともに、被災者の救助・援護に努め、被害の発生を最小限に止める必要がある。

応援協力・派遣要請については、震災編 第2部第5章第2「3 応援協力・派遣要請」に定めるところによる。

第4節 警備・交通規制

降灰による被害発生時には、視界不良や衝突事故などが急増し、様々な社会的混乱や交通の混乱等の発生が予想される。このため、都と連携し、区民の生命、身体及び財産の保護を図るため、速やかに各種の犯罪の予防、取締り、交通秩序の維持その他公共の安全と秩序を維持し、治安の維持の万全を期することが必要である。

警備・交通規制については、震災編 第2部第4章第2「1 道路・橋梁」を準用する。

第5節 ライフライン等の応急・復旧対策

震災編 第2部第4章第5節第2「4 水道」₁、「5 下水道」₁、「6 電気・ガス・通信等」及び第3「4 水道」₁、「5 下水道」₁、「6 電気・ガス・通信等」を準用する。

第6節 避難

震災編 第2部第8章（帰宅困難者対策）第5節「第2 応急対策」及び第9章第5節第2「1 避難誘導」を準用する。

第7節 火山降灰対策用物資の備蓄

火山降灰対策用として、区では必要な物資の備蓄、配備等を検討する。

第8節 救援・救護

降灰による被害発生後の被災者に対する救援・医療救護は、震災編 第2部第5章第5節第2「2 消火・救助・救急活動」₁、「第7章 医療救護等対策」を準用する。

第9節 交通機関の応急・復旧対策

震災編 第2部第4章第5節第2「1 道路・橋りょう」₁、「2 鉄道施設」及び第3「1 道路・橋りょう」₁、「2 鉄道施設」を準用する。

第10節 宅地の降灰対策

火山噴火によって降灰が長時間続いた場合は、宅地や公園等に大きな被害を与え、ひいては地域の経済活動や市民の社会生活に著しい障害をもたらす、地域の活力を失うこととなる。このため、降灰によって被害が発生した場合は、早急な復旧対策を行い地域の活力を取り戻す必要がある。

そのため、各関係機関は、平時から緊密な情報交換を行う必要がある。宅地に降った火山灰は所有者又は管理者が対応することが原則である。しかし、一般の区民では対応が困難な対策については、区が対応する。

各関係機関の対応は次のとおりである。

機関名		対策内容
区	災対統括部	降灰予報やその他火山情報の把握 測定機器の設置・測定 被害額の算定・報告 収集した降灰の処分の都との調整
	災対清掃・環境部	宅地から出された降灰の収集・運搬 収集した降灰の処分の清掃組合との調整
	災対地域本部	降灰情報やその他火山情報の把握 測定機器の設置・測定 被害額の算定・報告
	災対財政・広報部	区民等への注意喚起 マスコミ対応
	災対土木部	道路除灰作業
	災対都市整備部	火山灰の仮置き場の調整
	災対教育部	児童・生徒及び保護者への注意喚起
	災対保健福祉部	保護者への注意喚起
	災対医療衛生部	区民等への健康に関する注意喚起・情報収集 医療衛生関連情報を関係団体等に情報提供
都都市整備局		降灰予報及びその他火山情報の把握、測定手法、被害額の算定等について指導を行うとともに、国に対して被害状況、被害額等の報告・進達を行う。
国土交通省 都市・地域整備局		都及び区市町村からの降灰による宅地・公園等の被害状況等の報告に基づいて、復旧対策の助成措置等を講ずる。

第1.1節 火山灰の収集及び運搬

1 火山灰の収集・運搬

火山灰の収集・運搬は、原則として、土地所有者又は管理者が行うものとする。

火山灰の運搬は、一般廃棄物とは別に行い、飛散しないように努めるものとする。

宅地等に降った火山灰の運搬については、区が民間事業者等の協力を得ながら行うものとする。

宅地以外に降った火山灰の収集・運搬については、各施設管理者が行うものとする。

一時的な火山灰の集積は、災害時の応急仮設住宅用地などを活用して行うものとする。

2 火山灰の除去・処分

国が、平成25年(2013年)5月に公表した「大規模火山災害対策への提言」によると、「国は、都市に多量の火山灰が堆積する時に、降灰除去機材の確保、優先的に除灰する道路や施設の選定、除灰作業への機材や人員の投入などを施設管理者や関係機関と速やかに調整する仕組みを構築すべきである。」とされている。

また、「国、地方公共団体は、大規模な降灰に備えて火山灰処分場の確保や降灰除去機材の調達などを検討する火山防災協議会を超えるより広域な枠組みを検討すべきである。」とされている。

都は、国に対し、富士山等の大規模噴火による大量の降灰に備え、火山灰の除去・処分方法について明確な指針を示すとともに、降灰による都市基盤への影響について、的確な調査研究の実施及び具体的な対策の検討を行うことを引き続き要望していくことから、区はこの方針に従うものとする。

富士山等噴火降灰対策編
第1章 富士山の現況等

富士山等噴火降灰対策編
第2章 災害予防計画

富士山等噴火降灰対策編
第3章 災害応急・復旧対策計画